

令和6年第9回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月26日(木) 午前9時30分 ～ 午前9時50分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名
- | | | | | | |
|--------|-----|-----------|-----|---------|--|
| 会長 | 19番 | 畑 雄 二 | | | |
| 会長職務代理 | 18番 | 田 中 政 幸 | | | |
| 委員 | 1番 | 安 藤 直 樹 | 2番 | 千 葉 芳 枝 | |
| | 3番 | 五 十 嵐 勝 | 4番 | 山 田 和 正 | |
| | 5番 | 長 谷 川 彰 徳 | 6番 | 岩 間 秀 一 | |
| | 7番 | 貞 廣 樹 良 | 8番 | 赤 澤 良 一 | |
| | 9番 | 伊 藤 貢 三 | 10番 | 峯 崎 光 行 | |
| | 12番 | 吉 田 彰 | 13番 | 中 澤 裕 幸 | |
| | 14番 | 土 屋 典 昭 | 15番 | 太 田 秀 樹 | |
| | 16番 | 鈴 木 孝 典 | 17番 | 白 木 義 一 | |

欠席委員（1名） 11番 鈴 木 英 昭

- 4 説明員 山下事務局長 ・ 長江農業振興係長 ・ 佐藤主事
- 5 議事日程
- | | | |
|----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名委員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 諸般報告 | |
| 第4 | 議案第28号 | 現況証明願の件 |
| 第5 | 議案第29号 | 農地法第3条第1項の規定による許可の件 |
| 第6 | 議案第30号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画決定の件 |
| 第7 | 議案第31号 | 農用地の買入協議要請の件 |

令和6年第9回農業委員会総会

議 長	ただいまより、令和6年第9回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号11番鈴木英昭委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号12番吉田 彰委員、13番中澤裕幸委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 つぎに、9月4日から開催された、令和6年第3回市議会定例会について、事務局から報告願います。
事 務 局 長	(報 告)
議 長	以上で報告が終わりました。ご質問ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、議案第28号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第28号、現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。 調査員につきましては、赤澤委員を主任とする、伊藤委員、峯崎委員の3名により9月13日に現地調査を行いました。 申請理由は、全て地目変更登記のためです。 (議案朗読省略) なお、調査場所につきましては議案第28号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、赤澤委員から説明願います。
赤 澤 委 員	9月13日に伊藤委員・峯崎委員、私の3名で現地調査を行いました。長年、農地として使用されていない状況のため、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上で調査経過の説明を終わります。
議 長	ただいま、説明のあった現況証明願について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)

議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。 つぎに、日程の第5、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、全て農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。 場所につきましては、議案第29号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第6、議案第30号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。 なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。 番号1番の審議を行いますので、田中委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。 (田中政幸委員 一時退席) 事務局から説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第30号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は、所有権移転です。 (議案朗読省略) なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり18ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第30号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、9月26日を予定しております。 以上で説明を終わります。

議 長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (田中政幸委員 着席) 引き続き、事務局から番号1番以外について説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第30号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番以外についてご説明いたします。 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は、2番から26番が所有権移転、27番が賃借設定、28番が使用貸借権設定です。 (議案朗読省略) なお、番号2番から20番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり17ページ別添1調査書、21番から25番、27番から28番は個人が利用権の設定等を受けるものであり18ページ別添2調査書、26番は法人が利用権の設定等を受けるものであり19ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 場所につきましては、議案第30号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、9月26日を予定しております。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番以外について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第31号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました、議案第31号農用地の買入協議要請の件について、ご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第31号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。

議

委

議

長

員

長

ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について
質疑を行います。
これに、ご異議ございませんか。
(なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。
以上をもちまして、第9回農業委員会総会は閉会いたします。